



請願審査のながれ

請願は、市民の皆さんが、市政などについて直接、市議会に要望できる制度です。

＜留意事項＞

- 請願は、どなたでも提出できます。
- 請願は、市議会議員の紹介が必要です。
- 請願は、いつでも提出できます。

請願者

請願書の提出

市議会

受理した請願は、まず、本議会に上程し、委員会で詳しく審査します。次に、本議会で結論を出します。結論が出ない場合は、次の定例会までの継続審査となることもあります。

審議

採択

不採択

市執行機関

請願者

送付

処理の経過と結果を報告

審査結果を通知

採択とは

ある事柄を良いとして、選びとることをいいます。地方議会が、請願を採択するのは、その内容を妥当と認めることです。

定例会開会3日前(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに受理した請願は、その定例会で審議します。

請願審議の結果については、提出された代表者に通知します。

請願書の書き方(例)

表紙

に関する請願書

紹介議員
氏名



本文

件名 について
要旨
理由
上記地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成 年 月 日
請願者
住所
氏名
外 名

(あて先)
八潮市議会議長

- (1) 請願は、紹介議員が必要ですが、1名でもかまいません。
- (2) 請願者の氏名欄については、必ず押印してください。
- (3) 次の請願には、関係書類を必ず添付してください。道路・建物等に関するもの(案内図・略図等に箇所を明記)
- (4) 左横書き(A4判)で作成してください。

請願についてのお問い合わせは、八潮市議会事務局議事調査課 ☎ 996-2111(内線277)へ

議会 Q&A

今回は「議会Q&A」と題して、市民の皆さんに「議会」および「議員」等について一問一答形式でお知らせします。なお、内容については要約してあります。

Q 議会の役割は。

A 市議会は、市民が選んだ代表者である市議会議員で構成されています。市民の意思を市政に反映させるため、市に関する問題を調査し、審議してどう処理すべきかを決めていきます。このため、市議会は、「議決機関」と呼ばれています。

一方、市長は議会の議決に基づいて、実際の市政を進めていきます。このため、市長は「執行機関」と呼ばれています。市議会と市長は、お互いに独立した立場から市民生活の向上につとめています。

Q 議員の任期と人数は。

A 市議会議員は4年ごとの選挙によって市民の中から選ばれます。市内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人なら、立候補できます。選挙で当選して議員になると、4年間が議員としての活動期間となります。議員の定数の範囲は、市の人口に応じて法律で上限が決まられており、その範囲で市の条例で定めるとなっています。八潮市議会の場合、定数の上限は30人ですが、市の条例により現在の定数は24人となっています。

Q 議長と副議長の役割は。

A 議長と副議長は議員の中から選挙によって選ばれます。議長は市議会の代表者です。会議の時には議事を進めること、議場の秩序を保つことなど、様々な権限が与えられています。

また、市議会の代表として会議への出席や、他の機関との協議など、重要な役割があります。副議長は議長が欠けたとき、公務などで不在の時に代わりをつとめます。

Q 議会はどのように開かれるのですか。

A 議会の開催は市長が召集します。召集は、市長が開会の日前7日までに告示します。

Q 議会は1年に何回開かれるのですか。

A 議会には「定例会」と「臨時会」があります。定例会は定期的に招集される議会のことをいいます。八潮市議会の定例会は条例で年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれます。(都合により繰り上げ、または繰り下げられます。)臨時会は急を要する案件がある場合など、必要に応じて召集されます。